

## 従業員にも税金対策にも適した会社組織の変更例

### 1. 問題となる諸問題

- ・株の散逸の問題（親、兄弟等の所有株式を放置すれば、相続による株式散逸の対策が難しい）
- ・損金不算入問題（放置すれば数十万円以上の法人所得税増加が避けられない）
- ・年金問題（65歳以降、年金のみによる生活では苦しい）
- ・株の相続(譲渡)問題（相続(譲渡)に際して多額の現金の準備が必要になる）
- ・経営権の問題（損金不算入対策で株式の一部を他人に持たせれば経営権の維持に心配が残る）

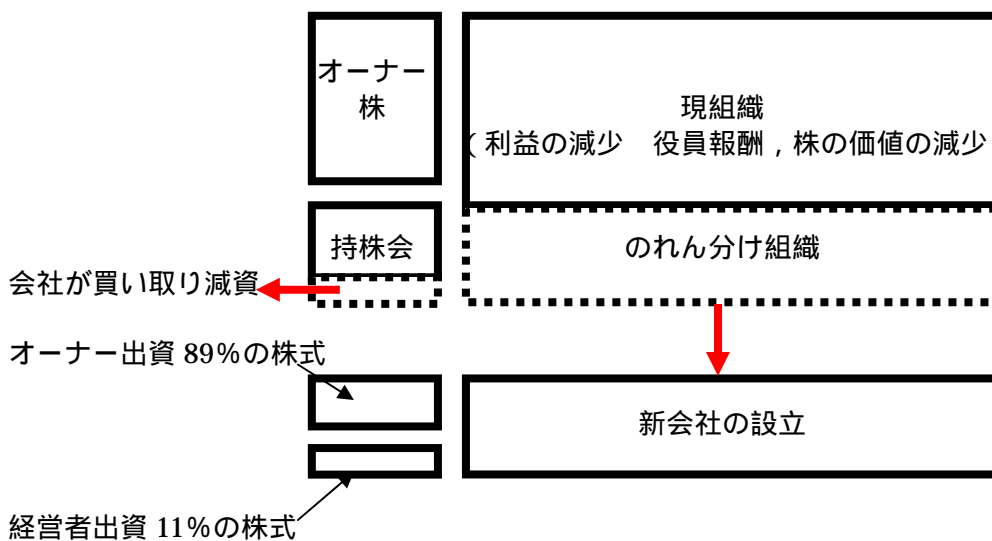
### 2. 会社組織の変更例

#### 第1段階（株式の散逸対策）



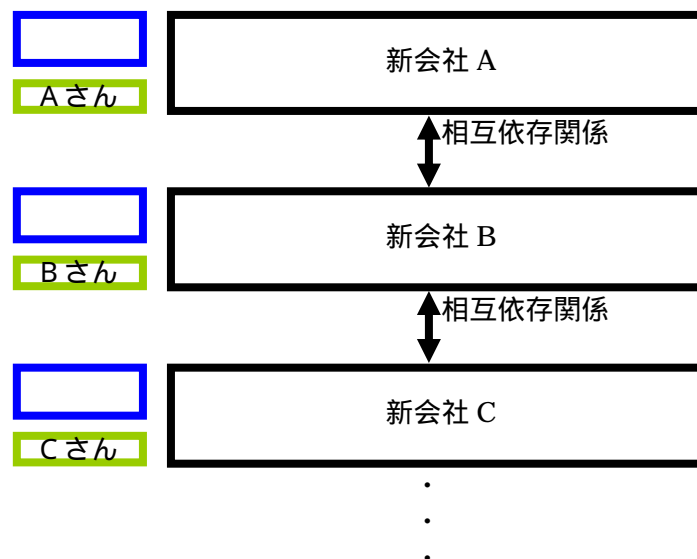
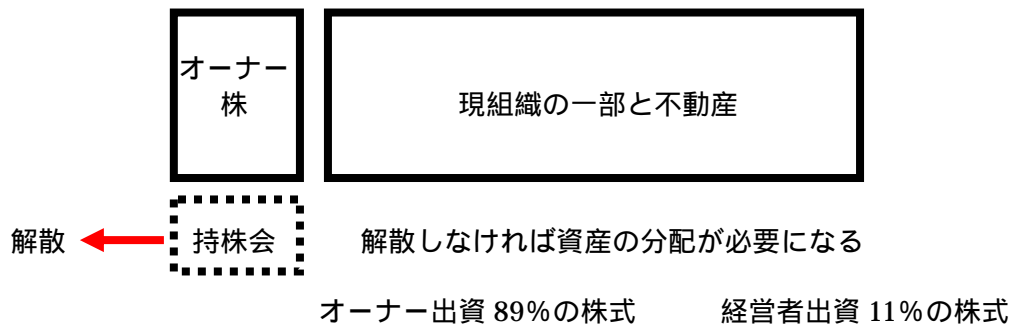
額面で株を譲渡できるので多額の資金を準備する必要がない  
対策すべき株主に株の譲渡を促しやすい

#### 第2段階（損金不算入対策，年金対策）



新会社は現組織に依存しているので株式を経営者に持たせてもコントロールしやすい  
新会社の経営者は、本人が頑張れば、年齢に関係なく収入を確保できる  
オーナーが新会社からいくら役員報酬を受け取っても損金に算入できる

### 第3段階（株の相続(譲渡)対策，経営権対策）



各新会社のオーナー所有株式の価値は大きくないので譲渡しやすい  
全ての新会社を同一のオーナーが継承するとしても、それぞれの会社が相互依存関係にあるのでコントロールしやすい  
状況に応じて色々な事業継承方法を選択できる  
規模を小さくすれば、1社当たりの経常利益を少なくしやすい

### 第4段階（色々な選択）

パターン1： 不動産を売却して現組織を解散し、オーナー所有の各新会社の株式は各新会社の経営者に譲渡する

パターン2： 不動産を売却して現組織を解散し、オーナー所有の株式は新しく統合または個別のオーナーとなるものに相続(譲渡)する

パターン3： 現組織のオーナー所有株式を相続(譲渡)し、現組織は各新会社のオーナー所有株式を買取り、持株会社となる（不動産は売却または賃貸で活用）

パターン4： オーナー所有株式は統合または個別のオーナーとなる者に相続(譲渡)、現組織はピルのオーナー及び管理会社として存続し、各新会社に事務所を提供する

・

・